

## 改正卸売市場法に定めのない遵守事項（その他の取引ルール）について

事 項		内 容		理 由
1	第三者販売	市場外	卸売業者は、卸売業務の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしたときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、市長に報告しなければならない。	取引状況把握のため。  市場の適正かつ健全な運営確保のため。
		市場内	卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合であって、仲卸業者等の買受けを不当に制限することとならないときは、この限りでない。 (1) 市場における入荷量が著しく多いため又は市場に出荷された物品が仲卸業者等にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合 (2) 仲卸業者等に対して卸売をした後残品を生じた場合 (3) あらかじめ締結した契約に基づき他の卸売市場等に卸売をする場合 (4) 市が主催する行事等のうち市長が認めるものにおいて卸売をする場合 (5) 災害の発生その他特別な事情がある場合	
2	直荷引き	市場内	仲卸業者は、仲卸業務の承認に係る取扱品目の部類に属する物品について、市場における販売の委託の引受けをしてはならない。 2 仲卸業者は、仲卸業務の承認に係る取扱品目の部類に属する物品を、卸売業者以外の者から買い入れて市場において販売したときは、市長に報告しなければならない。	
3	商物分離		設定しない	—
4	自己買受け		設定しない	—
5	受託拒否の禁止		設定しない	—
6	その他取引に係るルール		・ 売上票・卸売物品の仲卸業者等の明示及び引取り・衛生上有害な物品の売買禁止・委託手数料の額（品目別上限率）・売買仕切金の前渡し、完納奨励金、出荷奨励金（交付規定）	市場における公正な取引の確保及び安全安心な生鮮食料品等の安定供給ため